

第一のト、困る難事あり。ロ、委嘱せる以上責任の當然同日午六時第二回會員の出口主任の請求を交す。ハ、後合の簽千圓以上支給の事。ニ、提案實施前の會社の都合の并り合宿主の懸念を命ずる。三、庶業年當の關する事。四、自由の用をせしむ。五、尙餘餘金を得るべき。六、不可前の場合に食費の合宿主二、食費の并。七、三連の内一連を懸念す。八、既済の國徴採最時の案圖を正圖の用とし人募集の事。九、會社の合宿主の募集を委託し、關了の人費を支給する。

法人 謝禮會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

である。ハ、會社より直接募集する。二、物價を調査したる後に決定する。三、凡て退職金一千圓以上は重役會議で決定されるのであるから回答し得ずとて意見を終つた。更に協議した合宿主は一のイ、二、三項に就て回答抽象的ななりとて三度會社を訪問したる結果一のイは前回同様二項は考慮する三項は提案實施前退職せしめずとの回答を得て引揚げたるが尙二十六日午前十一時具体的回答を會社に交渉したるが繼る處なかつた。

十二、解決條件

會社側に在りては極力一般稼働者の動搖に腐心し合宿主は執拗に具体的回答を迫り居りたるが所轄西新署の斡旋にて本問題は將來考慮することとし會社側の自發的金一封(千圓)を支給する事になり二十六日午後五時圓滿に解決したのである。